

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について（議案第124号）

障害福祉課

1 制定の理由

地方自治法施行令の改正により、児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等の権限が県から移譲されたことに伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

2 主な内容

(1) 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

ア 指定障害児通所支援事業者等は、通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

イ 指定障害児通所支援事業者等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

ウ 指定障害児通所支援事業者等は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準

指定障害児通所支援事業者として指定できる者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(3) 児童発達支援

ア 指定児童発達支援事業所には一定の数以上の児童指導員を置くこと等、人員に関する基準を定める。

イ 指定児童発達支援事業所は訓練に必要な機械器具等を備えた指導訓練室を有すること等、設備に関する基準を定める。

ウ 指定児童発達支援事業所の利用定員は原則として10人以上とすること等、運営に関する基準を定める。

エ 共生型障害児通所支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

オ 基準該当通所支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

(4) 医療型児童発達支援

- ア 指定医療型児童発達支援事業所には医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置くこと等、人員に関する基準を定める。
- イ 指定医療型児童発達支援事業所には医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること等、設備に関する基準を定める。
- ウ 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は10人以上とすること等、運営に関する基準を定める。

(5) 放課後等デイサービス

- ア 指定放課後等デイサービス事業所には一定の数以上の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を置くこと等、人員に関する基準を定める。
- イ 指定放課後等デイサービス事業所は訓練に必要な機械器具等を備えた指導訓練室を有すること等、設備に関する基準を定める。
- ウ 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は原則として10人以上とすること等、運営に関する基準を定める。
- エ 共生型障害児通所支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める。
- オ 基準該当通所支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

- ア 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数の訪問支援員を置くこと等、人員に関する基準を定める。
- イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること等、設備に関する基準を定める。
- ウ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は従業者に身分を証する書類を携行させること等、運営に関する基準を定める。

(7) 保育所等訪問支援

- ア 指定保育所等訪問支援事業所には事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数の訪問支援員を置くこと等、人員に関する基準を定める。
- イ 指定保育所等訪問支援の事業の設備に関する基準は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の設備に関する基準を準用する。
- ウ 指定保育所等訪問支援の事業の運営に関する基準は、指定児童発達支援の事業の運営に関する基準等を準用する。

(8) 多機能型事業所に関する特例を定める。

3 施行期日

令和2年1月1日

4 附則で改正する条例

- (1) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

障害児通所支援のサービスの種別について

(事業所数は R1.11.1 現在)

障害児通所支援の種別	サービスの内容	サービスの対象	市内の事業所
児童発達支援 ※	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児	14事業所
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行う。	肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児	なし
放課後等デイサービス ※	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	44事業所
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児	なし
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児	1事業所

※児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、「共生型障害児通所支援」及び「基準該当通所支援」に関する基準あり。

「共生型障害児通所支援」…障害児が、障害者や高齢者と共に利用できる共生型サービスとして、児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業のほかに障害福祉及び介護保険それぞれに位置付けられているもの。

「基準該当通所支援」…地域において通所支援サービスが提供されないことにより、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、障害福祉サービスや介護保険サービスを提供するもの。